「一者応札・一者応募」に係る改善方策について

本学では、随意契約見直し計画に沿って、真にやむを得ないものを除き、平成 20 年度から全て一般競争入札等に移行することとしている。

しかしながら、一般競争入札等に移行したもののうち、一者応札・一者応募 となっている事例も見受けられることから、応募者の一層の増加を図るため、 以下の改善方策を定めて取り組むこととする。

(1)調達情報の提供の拡充

入札公告を行う際には、事業者が調達内容を把握できるよう、可能な限り仕様書を添付することとする。

(2) 適正な準備期間の確保

事業者が入札に参加するための十分な準備期間が確保できるよう、入 札日等の設定を行うこととする。

(3) 仕様内容の明瞭化

物品調達の仕様策定に当たっては、仕様内容を具体的に分かりやすく 示すこととする。

(4) 適正な発注単位の設定

発注単位は、発注コスト、業種区分等の諸条件を考慮し、適切な契約 規模となるよう設定する。